

地 域 再 生 計 画

1 地域再生計画の名称

「人 自然 歴史が調和した活力あふれる日本で一番古い町」酒々井の水環境再生計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

千葉県印旛郡酒々井町

3 地域再生計画の区域

千葉県印旛郡酒々井町の全域

4 地域再生計画の目標

4-1 地域の現況

酒々井町は、千葉県の北西部に位置し、古くは中世室町時代に下総の国を統治した千葉氏が本佐倉城(もとさくらじょう)を築き、江戸時代には成田街道の宿場町として賑わい、歴史と伝統を育む町として発展している。現在では、成田空港に近接し都心から50km圏内に位置し、3線4駅の鉄道、豊富な道路網により県東部と千葉市や東京方面を結ぶ交通の要衝として、昭和50年代の住宅開発等により人口も増加し、農業中心の町から住宅都市へと変貌を遂げた。平成25年度には、酒々井インターチェンジの開通、酒々井プレミアム・アウトレットの開業等により新たな雇用が創出され、交流人口も飛躍的に増大するなど、各施策の実行により着実に成果が現われ始めている。開発開始前の昭和45年度の人口6,259人から、平成15年度末には21,051人と順調な人口増があったが、平成25年度末では21,482人と僅かな増加にとどまっている。年度毎の比較では、平成19年4月1日の21,630人のピークから令和3年4月1日の20,528人では1,102人減少しており、率にして5%であり、全国平均0.2%を上回っている。

また、酒々井町の水源である印旛沼は、かつては豊かで清らかな水を湛え、様々な生き物が生息し、農業を支え、豊かな漁場を提供してきた。そして現在も貴重な水がめとして飲料水、農業用水、工業用水などに利用されると共に、内水面漁業及び憩いの場としてかけがえのない財産となっている。

しかし、流域での急激な都市化に伴い、生活排水等による汚濁負荷が増加し、沼の水質の悪化が進んだことで利水上の障害が発生している。

そのことを受けて昭和61年度以降、下水道の整備、合併処理浄化槽設置事業等により印旛沼に流入する汚濁負荷量は着実に削減されてきたが、水質改善には至っていないことが課題として挙げられている。

4-2 地域の課題

近年の異常気象による災害の発生や都市化の進展に伴う自然環境の悪化等により、当町においても環境問題が顕在化しており、町の風土を形作ってきた印旛沼の保全是急務となっている。

また、一時期急激に増えたものの減少に転じつつある人口の高齢化、町内に多くない雇用の問題等により、町の活性化を図ることも喫緊の課題である。

4-3 計画の目標

このような状況の中、汚水処理施設は自然環境の保全・生活環境の向上と共に、重要な都市施設として町の活性化には欠かせないものであるが、当町の汚水処理施設整備は平成25年度末で市街化区域内をほぼ完了し、令和2年度末の汚水処理人口普及率は約98.5%と比較的高い水準にあるものの、事業が市街化調整区域の整備に移行していることから、今後の普及率・整備率の向上には一層の努力が必要である。

また、印旛沼流域の水循環健全化のため、町民、企業、行政による取り組みを行い、ホームページによる情報発信を実施する。更に、酒々井町の歴史資産である国指定史跡「本佐倉城跡」と周辺の文化遺産の環境整備を図り、町民と行政との協働により観光地づくりに取り組み、未利用地の土地利用への誘導、既存住宅団地の建築促進により生産人口の流入と定着を図る。

これらの取り組みにより、千葉県北部に残る貴重な自然資産であり、また歴史資産でもある印旛沼の保全を図り、町を構成する重要な要素である「人」と、先人との営みの中で形成され、受け継がれてきた「自然」と「歴史」が調和した酒々井町の再生を目指すものである。

(目標1)

印旛沼流域の水質改善

印旛沼中央排水路の水質

7. 1mg/L (令和3年度) → 6. 0mg/L以下 (令和8年度末)

高崎川上流の水質

2. 5mg/L (令和3年度) → 2. 0mg/L以下 (令和8年度末)

(目標2)

定住人口の維持

20,528人 (令和2年度末) → 20,264人 (令和8年度末)

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

「汚水処理施設整備交付金」を活用し、既認可区域である墨第1-1処理分区の公共下水道の整備促進を図り、併せて公共下水道計画区域外での浄化槽設置を一体的に

進めることにより、効率的な汚水処理施設整備を行い公共水域の水質保全を図り、人と自然と歴史の調和のとれたまちづくりに資することを目的とする。

また、関連事業として、町民、企業、行政による印旛沼流域での水循環健全化への取組を行う。更に、酒々井町の歴史特性を生かした景観整備により人・モノが活発に交流するまちの賑わいを復活させる。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

(1) 地方創生汚水処理施設整備推進交付金【A3009】

- ・公共下水道事業・・・平成30年12月17日に事業計画策定（変更）

[事業主体]

- ・千葉県印旛郡酒々井町

[施設の種類]

- ・公共下水道
- ・浄化槽（個人設置型）

[事業区域]

- ・公共下水道 墨第1-1処理分区
- ・浄化槽（個人設置型） 公共下水道計画区域外

[事業期間]

- ・公共下水道 令和4年度～令和8年度
- ・浄化槽（個人設置型） 令和4年度～令和8年度

[整備量]

- ・公共下水道 $\phi 200\text{mm}$ L=486m
- ・浄化槽（個人設置型） 15 基

なお、各施設による新規の処理人口は以下のとおり。

- ・公共下水道 墨1-1処理分区 24人
- ・浄化槽（個人設置型） 公共下水道計画区域外の地区で 75人

[事業費]

- ・公共下水道
事業費 41,200千円（うち、交付金20,600千円）
- ・浄化槽（個人設置型）
事業費 8,460千円（うち、交付金 2,820千円）
- ・合計
事業費 49,660千円（うち、交付金23,420千円）

[事業の実施状況に関する客観的な指標及び評価の方法]

		基準年 (R 3)	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
指標 1 水質改善 CODの 減少	印旛沼中央排水路の水質	7.1mg/L	7.0mg/L 以下	6.8mg/L 以下	6.5mg/L 以下	6.3mg/L 以下	6.0mg/L 以下
	高崎川上流の水質	2.5mg/L	2.5mg/L 以下	2.3mg/L 以下	2.3mg/L 以下	2.2mg/L 以下	2.0mg/L 以下
指標 2 汚水処理人口普及率の向上		98.45%	98.45%	98.52%	98.59%	98.66%	98.73%

毎年度終了後に酒々井町が必要な水質調査等を行い、速やかに状況を把握する。

[事業が先導的なものであると認められる理由]

(政策間連携)

公共下水道及び浄化槽を一体的に整備することにより、個別に整備するのに比べて、効率的かつ効果的な施設配置が可能となり、快適で魅力ある生活環境の整備といった地域再生の目標達成により資するとともに、全体の整備コストの削減が期待できるという点で、先導的な事業となっている。

飯積地区の公共下水道の整備は、酒々井町国土強靱化地域計画に明記された事業である。

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

(1) 印旛沼流域水循環健全化計画

内 容 印旛沼流域で、住民、企業、行政による水循環健全化への取組を行うとともに、印旛沼の水循環に係るホームページを活用した情報発信を実施。

実施主体 千葉県

計画期間 平成16年4月～令和12年3月

(2) 空き家バンク事業の実施

内 容 移住ニーズを持つ人に対応する窓口を明確化し、移住促進に向けた相談機能を強化する。また、移住者が居住する住宅を確保する手段として、空き家の賃貸や売却を促進する空き家バンク事業を推進する。

実施主体 酒々井町

計画期間 令和4年4月～令和9年3月

(3) 移住コーディネーター組織の設立と支援

内 容 町と協力しながら、町外からの移住者を支援する活動を行い、民間の「移住コーディネーター」を募集・組織化し、その活動を支援する。

実施主体 酒々井町

計画期間 令和4年4月～令和9年3月

6 計画期間

令和4年度～令和8年度

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

4に示す地域再生計画の目標については、計画期間の中間年度及び計画年度終了後に酒々井町が集計等を行い、速やかに状況を把握する。

定量的な目標に関わる基礎データ、中間評価、事後評価には、年に2回調査している水質検査結果及び住民基本台帳を用いて評価を行う。

		令和3年 (基準年度)	令和6年 (中間年)	令和8年度 最終目標
目標1 印旛沼流域の 水質改善COD	印旛沼中央排水路	7.1mg/L	6.5mg/L以下	6.0mg/L以下
	高崎川上流	2.5mg/L	2.3mg/L以下	2.0mg/L以下
目標2 定住人口の維持		20,528人	20,422人	20,264人

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

(指標とする数値の収集方法)

項 目	収集方法
印旛沼流域の水質改善	年2回実施している河川水質検査結果より
定住人口の維持	酒々井町の住民基本台帳より

・目標の達成状況以外での評価を行う内容

1. 事業の進捗状況
2. 総合的な評価や今後の方針

7-3 目標の達成状況に係る公表の手法

4に示す地域再生計画の目標を始め中間評価及び事後評価の内容を速やかにインターネット（酒々井町のホームページ）の利用により公表する。